件 名: 新入学学用品費(就学援助費)の前倒し支給について

担当課: 教育委員会学校教育課 学務担当 (電話:083-934-2862)

【概要】

小・中学校に就学する児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、就学援助費のうち、平成30年度に小・中学校への入学にかかる新入学学用品費について、支給時期を従前の入学後(7月)から入学前(3月・4月)に前倒しします。

【就学援助とは】

山口市では、経済的理由により学校での学習に必要な費用の支払いが困難な方に、新入学学用品費や学用品費・給食費・修学旅行費等の援助を行う制度を実施しています。

【対象者】

次の(1)~(3)すべてに該当する方が対象者です。

- (1) 平成30年3月1日に山口市内に居住している方 ※平成30年3月末までに市外に転出する方を除く
- (2) お子様が平成30年4月に小・中学校に入学予定の方
- (3) 就学援助要件(下記)のいずれかに該当する方
 - A 生計を同一にしている方の平成28年中の収入が一定基準 以下である
 - B 平成29年度に次のいずれかに該当している
 - ア 児童扶養手当を受給している
 - イ 平成29年度の市民税が非課税または減免されている
 - ウ 個人事業税、固定資産税、国民健康保険料のいずれかが 減免されている
 - エ 世帯の被保険者全員の国民年金保険料が全額免除されている
 - オ 生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会の制度)を受けている
 - カ 生活保護を受けていたが最近停止または廃止となった

【支給額】

小学校入学予定のお子様一人あたり 40,600円 中学校入学予定のお子様一人あたり 47,400円

【受付期間】

平成30年1月29日(月)~3月30日(金) 土・日・祝日を除く8時30分~17時15分

【支給時期】

平成30年2月28日までに申請され、認定された方は3月中旬 3月1日から3月30日までに申請され、認定された方は4月中旬 保護者様の口座に振込

【受付場所】

山口市教育委員会学校教育課・各総合支所総合サービス課

【お問い合わせ】

山口市教育委員会学校教育課

TEL: 083-934-2862